

令和3年(2021年)10月6日
総務委員会資料
総務部総務課

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解（示談）の相手方

社会福祉法人南東北福祉事業団

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和3年（2021年）2月1日

(2) 事故発生場所

東京都練馬区豊玉南三丁目10番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集作業のため、事故発生場所の交差点内を清掃車で南方面に向かって直進していたところ、相手方車両が西方面に向かって直進で当該交差点内に進入し、相手方車両の前部が当該清掃車の左側後部に衝突した。この事故により、相手方車両のフロントバンパー等及び当該清掃車のリアフェンダー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方が被った損害910,980円及び区が被った損害383,273円について、双方の過失割合（相手方8割、区2割）に従い、相手方は区に対し306,618円を賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払い、区は相手方に対し182,196円を賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和3年（2021年）8月19日

5 区の賠償責任

本件事故は、相手方が事故発生場所の交差点内に進入する際の安全確認を怠ったことにより発生した事故であるが、清掃車を運転していた区の職員にも当該交差点内を直進する際に十分に減速して進行すべきところこれを怠った過失があることから、双方の過失割合を相手方8割、区2割として和解するに至った。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は相手方車両の修理費等の合計910,980円であり、区の過失割合は2割であることから、区の損害賠償額は182,196円である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとともに、所属長から清掃車を運転する所属の職員全員に

対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。